

第 8 次 石 川 県 医 療 計 画 （ 案 ） の 概 要

1 計画の考え方

計画策定の趣旨

県民が安全で良質な医療を受けることができる地域社会を構築することが大切であり、県民・患者の視点に立った切れ目のない医療連携体制の構築などが課題となっている。
そのため、今後求められる、県民ニーズに即した医療提供体制の整備に関する基本的な指針として、本計画を策定する。
また、令和6年能登半島地震を踏まえた対応については、本計画の策定時点では流動的な部分が多いことから、中間年に災害の影響を踏まえた見直しを行うこととする。

計画の性格

医療法の規定に基づく医療提供体制の確保に関する計画

計画の期間

令和6年度からの6年間

2 地域の概況

- 人口・人口動態（R4）
高齢者人口が全体の約3割を占め増加傾向。特に能登北部では、高齢者の割合が50.3%と高齢化が顕著。
- 主要死因の動向（R4）
生活習慣病である悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患による死亡数は全体の約5割。
脳血管疾患による死亡者は減少傾向、死因の順位は、1位悪性新生物、2位心疾患、3位脳血管疾患、4位肺炎。
- 受療の状況（R4）
推計患者数は65,100人であり、人口の5.7%。年齢階級別では、65歳以上の患者が多く、入院患者総数の77.4%、外来患者総数の51.8%を占めている。
- 医療提供施設等の状況（R4）
病院数は91施設であり、うち78施設が一般病院であり、精神科病院は13施設。一般診療所は886施設、歯科診療所は479施設である。
- 医療費適正化の推進（R3）
年間の医療費の総額は4,070億円であり、1人あたりの医療費は361,800円、75歳以上の医療費は971,667円。

3 医療圏の設定と基準病床数

- 医療圏の設定
南加賀、石川中央、能登中部、能登北部の4医療圏
- 基準病床数
基準病床数は、法令に定める算定方法により、地域ごとに望ましい病床数の一定水準を定めたもの。

病床の種別	区域	新基準病床数	既存病床数 (R6.3.31現在)
一般病床及び療養病床	南加賀	2,028	2,178
	石川中央	7,823	9,395
	能登中部	952	1,371
	能登北部	426	549
	計	11,229	13,493
精神病床	県全域	2,846	3,567
結核病床	県全域	29	82
感染症病床	県全域	20	20

4 地域医療構想

- 必要病床数
法令で定められた全国一律の算定方法に基づき、医療需要及びそれに基づく令和7年の必要病床数等を推計。
現行計画の計画期間である令和7年までは、内容の変更を行わず、引き続き現在の地域医療構想を推進。
医療計画の中間見直しにあわせて、新たな地域医療構想を策定予定。

（単位：床）

病床の種別	病床機能報告 (H26)	病床機能報告 (R4)	必要病床数 ※参考値 (R7)
高度急性期	2,218	2,256	1,226
急性期	6,878	5,119	3,929
回復期	1,022	2,279	3,695
慢性期	5,167	3,632	3,050
合計	15,285	13,286	11,900

（単位：人／日）

	H25	R7
在宅医療等	10,810	19,138
うち訪問診療を受けている人の数	6,534	9,474

- 地域医療構想の進め方
病床機能報告の分類に加え、独自に具体的な役割や疾患によって細分化した上で、各医療圏において機能分化・連携について協議を実施。

5 外来医療体制

- 外来医療機能の明確化・連携
地域ごとの外来医療提供体制の実情を踏まえて、外来医師多数区域を設定するとともに、地域の協議の場において、二次医療圏ごとに不足する機能の検討や紹介受診重点医療機関の明確化を行う。
- 医療機器の共同利用
医療機器の配置状況や稼働率に関する情報を可視化するとともに、新規購入の医療機器の効率的な活用を推進する。

6 医療提供体制の整備

(1) 医療機関相互の機能分担と連携

- 個々の患者の治療開始から終了までの全体的な治療計画である「地域連携クリティカルパス」や「いしかわ診療情報共有ネットワーク」などを活用した医療機関相互の情報共有・連携を促進。
- 初期医療、二次医療、三次医療を担う各医療機関が、各々の機能や位置付けを明確にするとともに、医療機関の機能分担と連携について、患者及び医療関係者の理解を深めるよう努める。

(2) 医療サービスの質の向上

- 患者が自分の疾病を理解し、納得して、望ましい治療内容を選択できるよう、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの普及・定着を図る。
- 人生の最終段階を迎えた患者に対して適切な対応を行うため、医療・介護事業者や家族に向けて正しい理解の普及啓発を実施する。

(3) 医療安全対策の推進

- 医療事故や院内感染の防止対策を徹底するとともに、医療事故発生時においては、速やかな原因等の分析や再発防止策の検討、石川県院内感染対策支援ネットワーク会議による支援など、発生時対応を強化する。
- 医薬品の適正使用を図るため、県民に医薬品情報を提供する体制づくりに努めるほか、薬局における医薬品の安全管理体制を確保する。

(4) 医療情報提供体制の充実

- 住民・患者が医療を適切に受けることができるよう、医療機関の所在地や診療科目、薬局の提供サービス等を公表する医療情報ネット等の利用促進を図る。

(5) 疾病対策別等の医療連携体制の充実

【がん】 ○患者本位かつ持続可能ながん医療の提供 ・医療機関間の連携と役割分担の明確化 ・ライフステージに応じたがん医療の推進 ○がん対策を支える基盤整備 ・患者・市民参画の推進、デジタル化の推進 など	【糖尿病】 ○医療連携体制と連携の強化 ・県対策推進会議におけるワーキンググループの立ち上げ ・モデル事例検討会の開催 ○人材育成 ・石川糖尿病療養指導士(CDE石川)の育成 など
【循環器病(脳卒中・心血管疾患)】 ○救急医療体制の整備 ○切れ目のない医療提供体制の構築 ○患者等を支えるための環境づくり ・後遺症を有する者への支援 ・仕事と治療の両立支援 など	【精神疾患】 ○精神科医療体制の構築 ・身体合併症医療提供体制の整備 ・児童・思春期の心の診療を担う医療機関及び専門医の充足 ○人権擁護の推進 ・精神病床での隔離・身体拘束の最小化 など
	【その他(アレルギー・感染症(新興感染症を除く)等)】 ○アレルギー疾患医療提供体制の整備と医療の質の向上 ○感染症(新興感染症を除く)の発生予防等のための体制整備 など

(6) 事業分野別等の医療体制の充実

【周産期】 ○周産期医療体制の充実 ・赤ちゃん協議会や周産期医療協議会等における、安心で安全な周産期医療体制の整備についての検討 ・能登・南加賀の医療機関の役割分担や連携体制の強化、機能強化についての検討 ・大学等が連携し、産婦人科医が県下全域で勤務しながらキャリアアップを行う仕組み(循環型サイクル)の構築 など	【災害】 ○医療機関の防災対策 ・災害拠点病院等における必要な防災対策、浸水対策等の促進 ○災害医療コーディネート体制の整備 ・保健医療福祉調整本部の体制整備 など
【小児】 ○小児医療体制の充実 ・赤ちゃん協議会や小児医療協議会の開催による、新生児・小児の医療体制の検討 ・小児中核病院等による専門小児医療の提供 ・子どもの心の診療を担う専門医の充実 など	【新興感染症】 ○新興感染症に対応する医療提供体制の確保 ・感染症法に基づく医療措置協定の締結 ○人材養成・登録と関係機関の連携強化 ・高齢者施設等と感染症対応病院との連携の強化 など
【救急】 ○初期・二次・三次救急医療体制の確保 ・ドクターヘリによる患者の搬送体制の確保 ○新興感染症の発生・まん延時の感染症対応と救急医療の充実 ・新興感染症疑い患者の救急搬送を受入れる輪番病院、救急外来病院の確保 など	【在宅】 ○在宅医療体制の強化 ・各地域における患者の急変時の対応や連携体制の検討 など

7 保健・医療基盤の充実

(1) 保健・医療従事者の確保と資質の向上

【医師確保対策】 ○能登北部地域を中心とした医師確保 ・金沢大学医学類特別枠卒業医師の配置、自治医科大学卒業医師の派遣 ○将来に向けた県内就業医師の確保 ・臨床研修病院との協力連携による臨床研修医等の確保 ○特定診療科医師の確保 ・修学資金を活用した特定診療科医師の確保等 ・赤ちゃん協議会の議論を踏まえた、産科医の養成と確保に向けた施策の推進 ○病院勤務医・女性医師の勤務環境の改善 ・女性医師支援センターによる相談窓口の設置等 など	【看護師等確保対策】 ○新規人材養成 ・能登北部公立4病院への就業促進に向けた看護師等修学資金の貸与、看護の魅力啓発実施 ○定着の促進(離職防止) ・勤務環境改善への支援 ○再就業の促進 ・ナースセンターによる再就業支援、未就業看護職員への研修等再就業支援 ○資質の向上等 ・看護師特定行為研修への支援 など
	【歯科医師・薬剤師の資質向上等対策】 ○歯科医師の確保及び資質向上 ・歯科医師の地域偏在等に係る関係機関との協議 ○薬剤師の確保及び資質向上 ・県地域連携薬剤師共育プログラムの実施 など

(2) 関係機関の機能充実

- 保健福祉センター(保健所)等の保健・医療・福祉関係機関相互の連携を強化と機能の充実を図る。

8 計画の推進体制

- 計画の推進体制
毎年、医療計画推進委員会において目標の達成状況等を評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行う。地域医療構想調整会議等を通じ、地域医療構想の推進に向け、医療機関の自主的な取組につなげる。
- 国との連携、県民・関係者への周知
計画の推進に当たり、県民・関係者の理解と協力を求めるため、計画内容等の情報提供に努める。